平成２４年（フ）第２６９号
大阪市淀川区三津屋北１丁目31番８号
債務者　三津　啓子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６０号
大阪府枚方市牧野下島町３番11―11号
債務者　宮武慎一郎
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１３号
大阪市東成区深江北３丁目３番13―4017号　トーエー深江橋ビル
債務者　伊賀　　豊
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３４号
大阪府八尾市黒谷２丁目197番地、前住所大阪府八尾市東本町１丁目２番17―702号
債務者　蒲田　政志
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０３号
大阪市天王寺区味原本町10番12号　ビッグヒル上町502号
債務者　平山　文崇
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８号
大阪府枚方市中宮東之町７番１号
債務者　長谷　幹夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２０号
大阪市東住吉区針中野４丁目９番22号　コーラル針中野206号
債務者　岩城　成美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５０号
大阪市城東区今福東２丁目４番３―408号
債務者　佐々木春恵
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２０号
大阪市西淀川区姫島６丁目１番30号
債務者　佐藤　初美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４９号
大阪市天王寺区勝山４丁目８番15号　マンション丸旺60Ｐ号
債務者　中島のぞみ
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７２号
大阪府箕面市半町３丁目13番31―404号
債務者　八木真美子（旧姓中西・斉藤）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７９号
大阪府門真市石原町44番21―205号
債務者　松平ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９４号
大阪市東淀川区豊里７丁目27番33号
債務者　共田　文子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１３号
大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ１―306号
債務者　髙本　小径
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８２号
大阪市港区田中２丁目３番12号、前住所大阪市港区田中３丁目５番８号
債務者　新江　玲子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８５号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番３―501号
債務者　玉井みつよ
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７８号
大阪府和泉市富秋町１丁目11番４号
債務者　堀口　雪江
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺340番地１サウスウインド206、前住所大阪府阪南市尾崎町５丁目２番７―１号
債務者　市原　利彦
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係